

1. NISA 制度に関する留意事項

●NISA 口座は、原則全ての金融機関等を通じて、1人1口座しか開設できません（金融機関等を変更した場合を除きます）。金融機関等の変更は、一定の手続きのもとで可能ですが、複数の金融機関等で NISA 口座を開設した場合でも、各年において1つの口座でしか購入できません。また、NISA 口座内の商品を変更後の金融機関等に移管することはできません。

●当行の NISA 口座では、当行取扱いの国内公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます）のみが取扱対象となります。

●すでに保有している株式投資信託を NISA 口座に移すことはできません。

●株式投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、そもそも非課税であり、NISA によるメリットを享受できません。

●株式投資信託における分配金の再投資分は、その年の非課税投資枠の対象となります。

●株式投資信託の換金等をして非課税投資枠の再利用はできません。また、非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰り越すこともできません。

●NISA 口座から特定口座や一般口座へ移管する場合、株式投資信託の取得価額は、その時点の時価となります。

●NISA 口座の取引で損失が発生しても、税務上ないものとされるため、他の課税口座における配当所得および譲渡所得等との損益の通算、損失の繰越控除もできません。

2. つみたて NISA 特有の留意事項

●つみたて NISA 口座と一般 NISA 口座は選択制のため、同一年に両方の適用は受けられません。また、つみたて NISA 口座と一般 NISA 口座を変更する場合は、原則として1年毎（暦年単位）となります。

●買付は定額定期契約によるものとなります。当初買付分と分配金の再投資分を合わせた利用額は年間40万円までであり、40万円を超える場合、超過分は非課税対象になりません。

●購入した投資信託の信託報酬等の概算値が、原則年1回通知されます。

●基準経過日（つみたて NISA 口座をはじめて開設した日から10年を経過した日、および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日）につみたて NISA 口座を開設されたお客さまの氏名・住所を確認します。基準経過日から1年以内に確認ができない場合、つみたて NISA 口座が利用できなくなる場合があります。

●一般 NISA 口座と異なり、非課税期間満了後に再度異なる非課税投資枠に移管することはできません。